

【令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表】

1. 全職員に係る情報

(1)男女の給与の差異(男性の給与に対する女性の給与の割合)

職員区分	一般	消防	病院
任期の定めのない常勤職員	86.4%	70.1%	65.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.5%	40.7%	36.6%
全職員	70.8%	62.3%	53.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)各役職段階の職員の男女の給与の差異(男性の給与に対する女性の給与の割合)

役職段階	一般	消防	病院
本庁部局長・次長相当職	97.7%	—	81.7%
本庁課長相当職	95.1%	—	52.0%
本庁課長補佐相当職	98.2%	—	75.7%
本庁係長相当職	95.7%	—	86.3%

(2)勤続年数別の職員の男女の給与の差異(男性の給与に対する女性の給与の割合)

勤続年数	一般	消防	病院
36年以上	94.1%	—	—
31～35年	95.6%	—	88.0%
26～30年	92.4%	—	91.0%
21～25年	86.9%	—	68.5%
16～20年	83.4%	—	72.3%
11～15年	81.8%	80.9%	62.2%
6～10年	84.2%	68.0%	70.9%
1～5年	88.4%	95.9%	49.4%

【説明欄】

- ・職員区分「一般」において、パートタイム会計年度任用職員(週勤務30時間以下)の男女比は、男性23%、女性77%となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・職員区分「病院」において、常勤職員の男女比は3:7で女性が多いが、医師割合が、男性約38%、女性約7%となっており、医師に関する給与、各手当が影響して女性の給与の割合が低くなっている。
- ・職員区分「病院」において、常勤職員以外の職員の男女比は2:8で女性が多いが、医師割合が男性73%、女性5%であり医師に関する給与、各手当が影響して女性の給与の割合が低くなっている。
- ・一方の性別の対象者が存在しない場合「—」と記載している。